

(「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成22年1月)抜粋)

### 第3章 個別課題への具体的な対策

#### 1. 中古車と使用済自動車の取扱いの明確化

##### (1) 使用済自動車の判断の明確化

- ・中古車であるか使用済自動車であるかの決定は、所有者の意思を踏まえつつ、所有者と引取業者の間で決まるものであるものの、実際の中古車流通や不適正保管の現場においては、明らかに自動車の機能を損ない、使用済自動車と考えられる車両も存在する。このような状況を避けるためには、適正かつ透明性の高い法運用の観点から、当該自動車の客観的な状況に基づく判断を利用することが必要となる。
- ・ただし、使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではないことから、下取り、輸出、オートオークション、不法投棄に対する地方公共団体の対応等場面毎の判断の際の拠り所となるガイドラインが必要であり、その検討においては、個別の状況を想定しつつも、基本的考え方や例えば以下のような客観的な判断指標の整理などを行う必要がある。

例) 主要部品の欠損状況、自動車の損壊状況、自動車の使用状態(車齢、走行距離等)、自動車の市場の評価、オートオークション等の取扱い状況、自動車所有者の不存在や周辺環境への影響 等

##### (2) オートオークション会場における使用済自動車の取扱いの適正化について

- ・オートオークション会場は商品車としての中古車市場であることから、「使用済自動車、使用済自動車と判断される自動車」は出品できないこととされている。また、平成17年10月には同一会場で2度以上流札した車両については使用済自動車とみなすとのことでオートオークション業界において決議されている。一方、エンジンなどの主要部品が取り外された車両や事故車両といった、社会通念上使用済自動車と考えられる車両が、一部のオートオークション会場において現実に取り扱われているとの指摘もある。そのため、オートオークション会場が自動車リサイクルルートへの入口となる可能性を踏まえ、前述のガイドラインの検討等を通じて、使用済自動車と中古車の流通の区別等、オートオークションにおける使用済自動車の位置付けの明確化を図るとともに、引取業者及び解体業者とオートオークション業界との間で、上記位置付けに係る認識の共有を進める必要がある。

### (3) 引取業者の役割分担の徹底

・ユーザーが所有する車を手放す際、ディーラー等において、使用済自動車として引き取られるよりも中古車として下取りされ、オートオークション会場等を経由して中古車としてリユースされるケースも多いが、最終的に解体業者において使用済自動車として引き取られる場合も相当程度ある。そのため、ディーラー等が最終ユーザーとの間で直接の引取行為を行わないケースが多く見られることから、法制定当初に期待された、最終ユーザーとの接点としての機能が十分に発揮されていないとの指摘がある。最終ユーザーの適切な費用負担を担保し、リサイクル制度における透明性、信頼性を確保する観点から、引取業者は、自動車の長期使用の努力義務を負うユーザーの立場を踏まえつつ、ユーザーに対して使用済自動車として引き渡すかどうかの確認をとるのみならず、自動車リサイクル法第4条第2項にもあるとおり、使用済自動車か否かを判断するための関連情報の提供をユーザーに対して行う等、ユーザーとの接点としての役割分担を改めて徹底し、適切に周知した上で実施されることが必要である。

一方、ユーザーにおいても、自ら引き渡した使用済自動車の処理状況について自動車リサイクルシステムを通じて確認を行う等、自動車リサイクルに積極的に関与することも求められる。

(中略)

## 3. 自動車リサイクル制度の安定的な運用

### (1) 不適正処理対策の推進

・使用済自動車の不適正解体や無許可解体の指導の現場においては、当該車両が中古車か使用済自動車かの判断が重要となる。その判断は、所有者の意思も踏まえる必要があるが、迅速かつ透明性の高い法運用の観点からは、当該自動車の客観的な状況にも基づいて行うことが必要である。また、不法投棄の現場においては、当該車両の所有者を確知することが困難な場合も多いため、車両の状況及び周辺環境等の客観的な条件に基づいて使用済自動車であるか否かを判断することとなる。

このような判断については従来も各地方公共団体において行われてきたものの、指導の迅速化、容易化のため、判断に資する具体的な要件の設定が必要との指摘があり、1.(1)で述べたとおり、使用済自動車の該非判断のために参考となる客観的な指標とその判断の手順に関するガイドラインを作成する必要がある。